

(陳受R6第4号)

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請

受理年月日

令和6年5月16日

陳情者

山口県山口市大手町2-18 山口県教育会館内  
山口県高等学校教員組合 代表 石田 高士

### 陳情の要旨

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置問題が学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

このような状況のもと、教員を志望する学生の減少、せっかく教職についても離職してしまう教員が後を絶たず、代替が見つからない学校ではその負担を現場の教職員が担わされ、さらなる多忙化を生み出しています。この問題を解消するために、国においても中央教育審議会で「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正もふくめた審議がすすめられていますが、教職員の大幅増員や教員の処遇改善は、教育現場を支える教員を確保するためにも、すぐに改善を図らなければならない喫緊の課題です。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが必要です。

以上の趣旨に沿って、下記要請事項について、国に対する意見書を採択してください。

#### 記

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正をおこなうこと

# 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため 教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書(案)

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、本県の学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。

教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが求められます。

よって、〇〇〇議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法(義務標準法、高校標準法)の改正をすること
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正をおこなうこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2024年〇〇月〇〇日

〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
財務大臣  
総務大臣

} 宛て